

「議案第 18 号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定
について」に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第 115 条の 3 及び川崎市議会会議
規則第 16 条の規定により提出いたします。

平成 28 年 3 月 14 日

川崎市議会議長 石 田 康 博 様

提出者	川崎市議会議員	市 古 映 美
	〃	石 田 和 子
	〃	佐 野 仁 昭
	〃	斉 藤 隆 司
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	大 庭 裕 子
	〃	渡 辺 学
	〃	宗 田 裕 之
	〃	片 柳 進

「議案第18号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案

「議案第18号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」の全部を次のように修正する。

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

川崎市小児医療費助成条例（平成7年川崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項から第4項までを削り、第5項を第2項とし、第6項を第3項とする。

第4条を削る。

第5条中「乳幼児等」を「小児」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「（小児（乳幼児等を除く。）については、入院に係るものに限る。）」を削り、同条を第5条とする。

第7条第1項中「乳幼児等」を「小児」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第6条とする。

第8条「から第3項まで」を「及び第2項」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「乳幼児等に係る」を削り、「第5条」を「第4条」に改め、同条第2項中「乳幼児等に係る」を削り、同条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提 案 理 由

通院医療費の助成対象となる年齢をより引き上げるとともに所得制限を撤廃するため修正するものである。